

正 誤

ページ	行	誤	正
		令和六年三月十五日(号外第五十八号)「子ども家庭庁・厚生労働省告示第三号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示)」(原稿誤り)	
二四二	改正後欄終りから一六	低栄養	低栄養又は過栄養
"	"	低栄養	栄養
二五六	"	別に	イについては、別に
二九四	前年度	前年度	当該工賃目標の対象となる年度(以下の注において「目標年度」という。)の前年度
"	"	前々年度	目標年度の前々年度
"	"	前々々	目標年度の前々々
"	"	前年度	目標年度の前年度
三九三	改正後欄七	第十三号(七)	第十三号イ(七)
四〇二	改正後欄一八	低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善	低栄養状態の場合にあっては、栄養状態の改善
四一一	改正後欄指定共同生活援助施設基準	指定共同生活援助施設基準	指定共同生活援助施設基準
四一六	改正前欄別表第一	別表第一	別表第一
四一四	改正後欄終りから二	改正後欄準ずる者	準ずる者

四〇二ページ改正後欄終りから四行目から四〇三ページ改正前欄一行目までは次のとおり誤り。
 三ページ改正後欄二行目までは次のとおり誤り。

(略)
 同ページ改正前欄終りから四行目から四〇三ページ改正前欄一行目までは次のとおり誤り。
 (略)

四一一 改正後欄指定共同生活援助施設基準
 一六〇 改正後欄助事業等々の施設基準
 一七〇 改正前欄別表第一
 四一六 改正前欄別表第一
 (印刷誤り)
 四一四 改正後欄準ずる者
 二 改正後欄準ずる者